

燃油等物価高騰対策事業補助金

燃料等物価高騰に直面する市内事業者の負担を軽減し、地域経済の活性化を図ります。

給付額
40万円
(上限) ※

- ① 市内事業所で使用した**燃料費・電気・ガス料金の合計**で、令和4年と令和3年の4～6月のいずれかの月を比較し、**30%以上上昇しているもの**（※事業用に限り）
- ② 給付額は、**燃料費・電気・ガス料金の合計額の差額の3/2**又は、給付上限額（40万円）の**いずれか低いほう**。

◆事業対象要件

- (1) 市内に事業所を有している個人又は、市内に本店を有している法人（農林漁業者を除く）
- (2) 市内事業所にて令和3年6月30日以前から事業収入を得ており、今後も事業継続の意思があること
- (3) 令和4年4・5・6月の燃料費（ガソリン・灯油・軽油又は重油）、電気・ガス料金の支払実績があること
- (4) 対象経費について、国又は県等からの補助金を受けていないこと
- (5) 市税の滞納がない方
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、及び暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体ではないこと
- (7) 市からの運営費相当の補助金が交付されている団体、市の指定管理を主たる業務とする団体においては、他の補助制度等と、対象経費が明確に区分できるもの。

◆補助金の計算例

燃料費・電気・ガス料金の合計額 ⇒ 前年と比較して、30%以上増加した月があれば対象

令和3年	4月	5月	6月
	30,000円	20,000円	50,000円
令和4年	4月	5月	6月
	30,000円 (±0)	25,000円 (+25%)	70,000円 (+40%)
	対象外	対象外	対象

※給付対象は事業用部分に限ります。
店舗併用住宅等、事業外の場合、事業に供した部分（割合）で算出して下さい。

◆給付額の計算（事業用割合100%の場合）◆

$$(70,000円 - 50,000円) \times 100\% \times 3/2$$

$$= 30,000円 \leq 40,000円 (上限)$$

⇒ **30,000円（給付額）**

◆提出資料

- (1) 長門市燃油等物価高騰対策補助金交付申請書兼請求書（別記様式1）
- (2) 業種及び市内での営業実態確認書類（営業許可証、確定申告書等、確認できるページの写し）
- (3) 燃料費・電気・ガス料金の確認できる書類（領収書、帳簿の写し等）
※A4サイズ（表裏両面は可）
※金額部分には蛍光ペンでマーカーを引く等、明確に確認できるものをご提出下さい。
- (4) 振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し
- (5) 個人事業者の場合、本人確認書類の写し（運転免許証、パスポートの写しなど）
- (6) 事業費割合が確認できるもの（※事業用部分以外のもが含まれている場合のみ）
- (7) 市から運営費相当の補助金等が交付されている団体、又は市の指定管理を主たる業務とする団体においては、市からの補助金等と対象経費が明確に区分できることが確認できる資料。

◆よくある質問（FAQ）

Q.市外に本社（本店）があるが、申請できるか

A.法人においては、本社所在地が市内であることが必要です。個人事業主は、居住地が市外であっても、事業所が市内であれば申請可能です。法人・個人事業主ともに、対象経費は市内の事業所（店舗）における、事業に供した燃料費・電気・ガス料金です。

Q.燃料費のみでは、前年同月比30%以上であり、電気ガス代を含めると30%未滿となるが対象となるか。

A.燃料費（ガソリン等）と電気・ガス料金の合算で算定しますので、対象となりません。

Q.他の補助で申請したが、重複申請はできるか。

A.例えば、4月分で申請されたのであれば、5月・6月分については、燃料費・電気・ガス料金の合計でどちらかの月を比較し、30%以上上昇していれば申請は可能です。その場合、どちらかひと月の令和4年と令和3年との差額に対して3/2、給付上限（40万円）のいずれか低いほうが申請額となります。

Q.計算したら、5月と6月両方が対象となった。どちらの月を申請したらよいのか。

A.前年度の差額が大きい月で、申請して下さい。

Q.令和3年7月以降に創業した場合には対象となるか。

A.対象とはなりません。

◆申請方法/提出先

提出先：長門市産業戦略課（本庁舎2階）

提出方法：窓口持参

受付期間：令和4年8月1日（月）～令和4年9月30日（金）午後5時必着

受付時間：土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで

申請書は長門市ホームページからもダウンロード出来ます。

【問い合わせ先・提出先】

長門市経済観光部産業戦略課商工物産振興班（☎0837-23-1136）
〒759-4192 長門市東深川1339番地2